

伊賀市地下水保全条例（中間案）について

みなさんからのご意見をお寄せください

地下水を市民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであるととらえ、地下水を保全し、良好な市民の生活環境の確保に寄与することを目的とした新しい条例を制定したいと考えています。この条例の策定にあたり、市民の皆さんのご意見を募集します。

【閲覧場所】生活環境課、各支所、各地区市民センター、市ホームページ

～条例の概要～



【対象】 ※条例本文掲載URL：<https://www.city.iga.lg.jp/0000010482.html>⇒
次の条件のいずれにも該当する場合について、届出・報告の対象とします。

①事業を目的として地下水を採取する場合

- 市の事業のために揚水施設を設置、使用するものを除きます。
- 温泉（温泉法）及び可燃性ガスを溶存するもの（鉱業法）を除きます。

②動力を用いた施設（揚水機）で地下水を採取する場合

- 揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が19平方センチメートル以上のものに限りま

【届出・報告】

上記対象に該当する事業者は、市長に次の届出及び報告を行います。

①地下水採取届出書・・・揚水施設を設置するときの届出

※条例施行の際、既に揚水施設を設置している者も届出を要する。

②地下水採取変更届出書・・・届出済みの内容等を変更するときの届出

③地下水採取廃止等届出書・・・届出済みの揚水施設を廃止する場合や、揚水機の規模を届出要件未済に変更するなどのときの届出

④地下水採取量等報告書・・・地下水の採取量の報告

報告期間等 4～9月分を10月

10～翌年3月分を4月に報告

【立入調査】

本条例は、地下水採取量や採取地域等の規制等を行う趣旨ではありませんので、立入調査については、届出内容の確認に加え、不測の事態に備えて定めるものです。

市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に揚水施設及び地下水採取量の測定の場所等に立ち入らせ、揚水施設等を調査させることができることとし、地下水採取者は、これを受入れなければならないものとします。

【地下水の循環利用等】

市民共有の貴重な財産である地下水の保全を目的としていることから、地下水採取者は、循環利用等により採取する地下水の水量の削減に努めなければならないこととします。

【啓発】

地下水保全の目的の実効性を高めるため、市の責務として、条例の趣旨を広く市民に啓発する取り組みについて規定します。

■ご意見募集■

地下水保全条例について、ご意見をお聞かせください。いただいたご意見は、条例策定の参考にさせていただきます。

【募集期間】2022年（令和4年）9月1日（木）から9月30日（金）まで

【提出方法】意見用紙を生活環境課または各支所、各地区市民センターへお届けいただくか、メールまたはFAXで下記あてにお送りください。

《提出・問い合わせ先》

伊賀市役所人権生活環境部生活環境課

電話：0595-22-9624 / FAX：0595-22-9641

〒518-8501 伊賀市四十九町3184 メール：kankyou@city.iga.lg.jp

伊賀市役所人権生活環境部生活環境課（FAX：0595-22-9641）行き

ご意見は、こちらからもお出しいただけます。⇒



意見用紙

※ 意見の提出にご利用ください。書ききれない場合は、別の用紙でご提出いただいても結構です。

【必須】あなたのことについて記入してください。

氏名 _____ 電話番号 _____

住所 _____

【任意】中間案をどこで閲覧されましたか。（該当の選択肢に☑をお願いします。）

市窓口（本庁、各支所、各地区市民センター） 市ホームページ

【意見1】 ページ数に続けてご意見を記入してください。（ページが変わる場合は次の回答欄へ）

（ ページ）

【意見2】 ページ数に続けてご意見を記入してください。（ページが変わる場合は次の回答欄へ）

（ ページ）

【意見3】 ページ数に続けてご意見を記入してください。（ページが変わる場合は次の回答欄へ）

（ ページ）